

南部水道企業団建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定制度試行要領

平成 26 年 5 月 30 日
要 領 第 3 号

改正 平成 28 年 5 月 24 日要領第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、南部水道企業団が発注する建設工事及び委託業務（測量、建築・土木関係、調査業務（地質、磁気その他調査も含む）及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ）において、南部水道企業団契約規則（平成 26 年南部水道企業団規則第 1 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第 2 条 最低制限価格を設定する契約は、設計金額が 1000 万円を超える建設工事等の請負及び設計金額が 300 万円を超える委託業務について設定する。

2 企業長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格の算出方法)

第 3 条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の各号に掲げる額の合計額を参照し、予定価格の 10 分の 7 以上で設定するものとする。

- (1) 直接工事費の額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じた額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じた額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 7 を乗じた額

2 工事等の性質上、前項の規定による算定が困難な特別な案件に係る最低制限価格については、契約ごとに最低制限価格の範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とすることができる。

3 委託業務の最低制限価格は、予定価格の 10 分の 7 以上で適宜設定するものとする。

(試行期間)

第 4 条 この要領は、平成 26 年 6 月 1 日より、当分の間施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 30 日告示第 15 号）

この要領は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 24 日告示第 8 号）

この要領は、公布の日から施行する。

南部水道企業団建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定制度試行要領（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第2条（略） （最低制限価格の算出方法）</p> <p>第3条 <u>最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の各号に掲げる額の合計額を参照し、予定価格の10分の7以上で設定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>直接工事費の額</u></p> <p>(2) <u>共通仮設費の額に10分の9を乗じた額</u></p> <p>(3) <u>現場管理費の額に10分の8を乗じた額</u></p> <p>(4) <u>一般管理費の額に10分の7を乗じた額</u></p> <p>2 工事等の性質上、前項の規定による算定が困難な特別な案件に係る最低制限価格については、契約ごとに最低制限価格の範囲内で企業長が定める割合を予定価格に乗じて得た額とすることができる。</p> <p>3 委託業務の最低制限価格は、予定価格の<u>10分の7以上</u>で適宜設定するものとする。</p> <p>第4条（略）</p> <p>附則 この要領は、公布の日から施行する。</p>	<p>第1条～第2条（略） （最低制限価格の算出方法）</p> <p>第3条 <u>最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の各号に掲げる額の合計額を参照し、予定価格の10分の9から10分の7.5、までの範囲内で設定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>直接工事費の額に10分の10を乗じた額</u></p> <p>(2) <u>共通仮設費の額に10分の9を乗じた額</u></p> <p>(3) <u>現場管理費の額に10分の8を乗じた額</u></p> <p>(4) <u>一般管理費の額に10分の6を乗じた額</u></p> <p>2 工事等の性質上、前項の規定による算定が困難な特別な案件に係る最低制限価格については、契約ごとに最低制限価格の範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とすることができる。</p> <p>3 委託業務の最低制限価格は、予定価格の<u>10分の9から10分の6までの範囲内</u>で適宜設定するものとする。</p> <p>第4条（略）</p>